

意見書案 (令和6年2月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	裏金問題の徹底解明と企業・団体献金の禁止を求める意見書 (案)	日本共産党	2
2	能登半島地震の救援復興に全力をあげ、原発ゼロ、大阪・関西万博中止を求める意見書 (案)	日本共産党	3
3	イスラエルのガザ攻撃中止、即時の停戦の合意を求める意見書 (案)	日本共産党	4
4	ライドシェア解禁でなくタクシー労働者の賃上げや処遇改善で公共交通機関の充実と安全を確保するための意見書 (案)	日本共産党	5
5	英語スピーキングを中止し入試判定に活用しないことを求める意見書(案)	日本共産党	7
6	外国人労働者の人権を守るための意見書 (案)	A G O R A	8
7	大規模災害時の「対口 (たいこう) 支援方式」のさらなる強化を求める意見書 (案)	A G O R A	9
8	自民党派閥裏金問題の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を求める意見書 (案)	A G O R A	10
9	性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書 (案)	A G O R A	11
10	気候危機の回避に向けた温暖化対策の強化を求める意見書 (案)	A G O R A	12
11	認知症との共生社会の実現を求める意見書 (案)	公明党	13
12	食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書 (案)	公明党	15

裏金問題の徹底説明と企業・団体献金の禁止を求める意見書（案）

自民党派閥の政治資金収支報告書未記載や、国会議員のパーティー券販売ノルマを超える部分がキックバックとして裏金づくりに充てられたことが大問題となっています。次々と事実が発覚し、国民の深い批判と怒りが沸き起こっています。

現行の政治資金規正法は、政治家個人への献金が「賄賂」になりやすいため、企業献金を受けられる政治団体を政党と政治資金団体に限っていますが、パーティー券代は、派閥のような一般の政治団体でも企業の購入が可能です。また、寄付であれば5万円以上は収支報告書に記載すべきですが、パーティー券収入は20万円を超えた場合に、購入者の記載を義務付けるに過ぎず、自民党派閥のパーティー券収入の約8割が、誰がいくら購入したのかわからない闇となっています。誰がこのシステムを作り育て活用したのか、裏金は何に使われたのか、全容解明なくして再発防止はありません。

経済的に圧倒的な力がある企業が献金することは、金の力で政治をゆがめ、一人一人の国民の参政権を侵害することになります。物価高騰で国民の暮らしが大変な中、企業から献金を受けて、企業言いなりの政治が続いた結果、社会保障の削減で、昨年からの後期高齢者医療費の2割負担に続き、介護保険の2割負担拡大の改悪が進められようとしています。また、「コストカット型経済」では低賃金の非正規労働を拡大させています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、金権腐敗政治を一掃するために下記の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 裏金づくりに関与した政治家全員の証人喚問を行い、全容解明すること。
- 2 政治資金パーティー券購入を含めて企業・団体献金を全面的に禁止すること。あわせて政党助成制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

衆議院議長

宛て

参議院議長

能登半島地震の救援復興に全力をあげ、 原発ゼロ、大阪・関西万博中止を求める意見書（案）

能登半島地震で大きな被害を受けた珠洲市には、珠洲原発建設計画がありました。1970年代半ばに「地震がきたって大丈夫」というパンフレットで建設計画が提案されました。反対派と賛成派で町は二分され、2003年の計画凍結までに30年かかりました。

周囲に断層があるのかどうかは当時の知見では確認されていませんでした。また、地盤が隆起するような場所だと、電力会社は全く想像していませんでした。今ある原発はその程度の知見で建設されていたことを認識しなければなりません。

震度7を記録した能登半島地震では志賀原発地下で震度5を記録しました。1号機、2号機ともに安全確保に必要な電源も被害を受け、2万リットルの油が流失し、外部電源の一部も使えなくなりなりました。1号機の非常用ディーゼル発電機も余震後の試運転中に自動停止しました。また、志賀原発北部にある海底断層は連動地90kmの震源断層の推定ですが、150kmと推定を大きく上回りました。そして、原子力防災訓練も全く機能しませんでした。避難ルートに指定された11本の道路のうち7本は通行止め、迂回路は渋滞。津波や天候により、船やヘリでの避難も困難でした。原発30キロ圏内では8地区が孤立しました。「珠洲原発が無くて良かった。」「志賀原発はたまたま止まっていますよ良かった。」という問題ではありません。現在、志賀原発は再稼働に向けて審査中ですが、原発の抜本的見直しが必要です。

能登半島地震の救援復興に全力をあげなければならない時に、万博協会がりそな銀行から360億円借り入れることが報道されました。運営費は当初計画より、4割増の1,160億円になる予定です。入場券の販売収入は伸びておらず、前売り券は目標の2,300万枚に対して約42万枚にとどまっています。万博会場の建設費は当初1,250億円から2,350億円に増額。木造リング「大屋根」建設費も429億円になる見込みです。

万博協会が赤字になれば増税や緊縮は避けられません。今や万博関係者以外には何のメリットもありません。万博と震災復興が重なれば人件費が上がり、資材や機材も高騰します。復興工事は遅れ、費用も上がります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、能登半島地震の救援復興に全力を上げるとともに、全ての原発を中止、さらに大阪・関西万博を中止し、全国のリソースを被災地に集中することを求めます。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

イスラエルのガザ攻撃中止、即時の停戦の合意を求める意見書（案）

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ自治区の人道状況は極めて深刻な危機に直面しています。難民キャンプへの連続的な空爆をはじめ民間人に甚大な犠牲をもたらす空と陸と海からの大規模攻撃、電気、水、食料、医薬品の供給を妨げガザの人々を死の淵に追いやる封鎖、甚大な人道的災厄をもたらしている住民の移動強要、第三国への住民排除の企図など、国際人道法に違反する戦争犯罪が行われています。ガザ地区では、約2万5千人が犠牲となり、その7割は子どもと女性であり、子どもたちが「病気、栄養失調、戦闘という三重の死の脅威に直面」しているとユニセフ（国連児童基金）は警鐘乱打しています。

国連の人権専門家からは、ガザの事態を「ジェノサイド（集団殺害）の重大な危険」と厳しく警告する声があがっています。イスラエルによる攻撃は、その規模と残虐さからみて、ジェノサイド条約（1948年）が固く禁じている集団殺害（ジェノサイド）の重大な危険があることを強く指摘しなければなりません。

今回のガザ危機の直接の契機は、昨年10月7日のハマスによる無差別攻撃と民間人の殺傷・誘拐にあります。これは国際法違反であり、人質の即時解放が必要です。

同時にイスラエルが、ハマスの攻撃に対する「自衛権」をたてに、圧倒的な軍事力を行使した報復を行い、ジェノサイドを行うことは決して許されるものではありません。昨年12月12日、国連総会は、国連加盟国の8割にあたる153カ国の賛成で、即時の人道的停戦を求める決議を採択しました。昨年10月27日の人道的休戦を求める決議に棄権した日本も賛成へと態度を変えました。ガザの人道的惨状に対して「国連憲章と国際法を守れ」という理性の声は国際社会の圧倒的多数となり、イスラエルへの厳しい批判、イスラエルを支援するアメリカの国際的孤立が際立っています。

今必要なのは、ガザでの暴力の連鎖を止め、一刻も早く停戦することです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、第一にイスラエルはガザ攻撃を即時中止すること。第二に双方は、即時停戦のための交渉のテーブルにつくこと、少なくとも人道的休戦を求めた10月27日の国連総会決議を順守した行動をとること。以上2点実現に向けて、緊急の行動をとることを促すよう求めます。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

ライドシェア解禁でなくタクシー労働者の賃上げや処遇改善で 公共交通機関の充実と安全を確保するための意見書（案）

岸田自公政権は昨年12月、デジタル行財政改革会議の「中間とりまとめ」と規制改革推進会議の中間答申で、地域を限るなどの条件付きでライドシェアを今年4月から一部解禁する方針を打ち出しました。自動車の第二種運転免許を持たない一般の運転者が、自家用車を使って有償で乗客を運ぶ事業です。

政府方針を受けて東京ハイヤー・タクシー協会は、「タクシー会社による『日本型ライドシェア』を4月から開始」と発表しました。アプリを使った配車のみで、地域、時期、時間帯を限定するなど、政府が示した方向性を踏まえた内容となっています。

しかし、「日本のタクシーは世界に誇れる安心・安全な地域公共交通です。これは、道路運送法の規定のもと、タクシー労働者とそれに携わる多くの関係者が協力し、血のにじむ努力を積み重ねて守られてきたものです」（全国自動車交通労働組合総連合会）、「地域の公共交通が破壊される」（京都府タクシー協会）、「（ライドシェアの自家用車の）車両整備や事故対応など会社の責任が増す」（鹿児島県タクシー協会）など、懸念が上がっています。

背景には、海外でのライドシェアは、性被害や殺人などの犯罪が多発していることや事故時の責任と補償がライドシェア事業者ではなく、一般運転者個人が負うなどの問題が指摘されており、一度導入したEUでは欧州司法裁判所が禁止した経過があります。さらに、ライドシェアとタクシーとの間で運賃の引下げ競争が起き、タクシー業への圧迫、運転者の賃金や労働環境の悪化が懸念されたことも、日本で導入をされなかった理由となっています。

政府は、タクシー事業者が運送主体になるから、運行の安全や車両の整備は担保されると説明しますが、タクシーを含めて旅客運送事業は、運転者の健康管理、乗務前後の点呼等による過労・飲酒運転の防止、苦情や事故の処理など、運行の安全を確保するためのさまざまな事柄が、運転者の第二種運転免許の取得と一体で法律上、義務づけられ車両整備についても日常点検・定期点検、故障事故への対応が定められています。

ライドシェアの運行管理や車両整備について、政府は「検討中」とし明確にしておらず、ライドシェア運転者の賃金や処遇、適用される労働法制なども定まっていません。

今、必要なことは国民の移動の権利を確立し、それを保障する国の責務を明確にすることであり、必要な法制定と財源確保で、タクシー労働者の賃上げや処遇改善を行い、運転者を増やすことにも責任を果たすことを通じて公共交通への国民の信頼を確保することです。

よって、文京区議会は、政府に対し、ライドシェア解禁を断念し、公共交通の保障のために以下の事項を要望いたします。

記

- 1 利用者に危害がおよぶライドシェアを解禁しないこと。
- 2 道路運送法第78条（自家用有償旅客運送）を無限定に緩和しないこと。
- 3 第二種運転免許を緩和、廃止しないこと。

- 4 地域公共交通を維持するため、コミュニティーバスや乗合タクシー・デマンド交通などの補助金を大幅に増やすこと。
- 5 障がい者、高齢者、妊産婦、学生、子どもなどの交通弱者がタクシーを利用しやすい制度を国の責任で設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
国土交通大臣

宛て

英語スピーキングを中止し入試判定に活用しないことを求める意見書(案)

中学校英語スピーキングテスト ESAT-J は、これまで4年間にわたりベネッセが準備を進め試験を実施しましたが、採点の公平性を担保することができない、個人情報保護が適切でない、試験会場で周りの生徒の解答が聞こえたなど、深刻な問題が起きていました。

都教育委員会は検証もせず、「試験は適切に行われた」といっていますが、協定期間満了に伴う新たな事業者募集が行われ、ベネッセは応募すらできず撤退しました。ここに、ESAT-J の破たんがはっきりと表れています。

このような状況であるにも関わらず、都教育委員会が、中学校英語スピーキングテストを2回強行したことに、厳しい批判の声があがっています。

保護者の一番の願いは中止ですが、せめて公平性の確保のために、テストを前半・後半に分けず一斉にしてほしい、ひとつの教室で受験者数は10人未満にしてほしい、また、個人情報をベネッセのサイトに登録させないでほしい、顔写真の登録は不要としてほしいなどの訴えが出されています。

中学校の教員からは、授業時間を12コマもESAT-J対策に使わざるを得なかった、定型文の暗記だったという声もあがっています。学習の到達度を計るテストといいながら、テスト対策の授業が強いられるのでは本末転倒といわなければなりません。1, 2年生の導入は、さらにテスト対策に時間をさくことになりかねません。

子どもたちはタブレットを相手にするより、人との生きたコミュニケーションができる授業こそ期待しています。

よって、文京区議会は、東京都に対し、スピーキングテストを入試判定に活用することをやめ、全学年での英語スピーキングテストを中止し、教師と生徒が自主的に授業をつくれる環境を保障することを求めます。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事
東京都議会議長

宛て

外国人労働者の人権を守るための意見書（案）

開発途上国への技能移転や人材育成を目的として、1993年に外国人技能実習制度が創設されました。人手不足が深刻な地方や建設業、農漁業などでのニーズが高いことなどを背景に、現在約30万人を超える技能実習生が日本に在留しています。技能実習制度をめぐるのは、賃金未払い、時給300円の低賃金、長時間にわたる時間外労働、パワハラ・セクハラ、労災隠し、不当解雇と強制帰国、監理団体と受入れ企業の癒着、ブローカーへの前借金や高額な手数料など、人権侵害と労働関係法令違反が数多く指摘されています。実習生には3年間は転職の自由もないことが、人権侵害を潜在化させてきました。

技能実習制度は、米 국무省の2007年の人身売買年次報告書以来「強制労働」と繰り返し問題視され、実習生の一部を「人身取引の被害者」と認定しました。また、国連の人種差別撤廃委員会は、2020年に「実習生が『劣悪な労働条件、虐待的かつ搾取的な慣行』にさらされている」と指摘しています。

行われてきた人権侵害や労働関係法令違反など、技能実習をめぐる深刻な事態を早急に改善することが急務です。現在、政府は技能実習制度と特定技能制度の本格的な見直しについて議論が始まっています。外国人留学生の資格外活動許可に基づく就労の在り方などを含め、外国人労働者の受入れ制度に関しては抜本的な見直しが早急に求められています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、外国人労働者の権利が日本人労働者と同等に保障され、保護される環境を整えるための施策を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

宛て

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長

大規模災害時の「対口（たいこう）支援方式」の さらなる強化を求める意見書（案）

能登半島地震で最大震度7を観測した石川県などに全国の自治体が職員を派遣して支援する動きが広がっています。これは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することを指します。

指定された自治体の応援職員は、罹災証明書の交付、支援金の給付、保険料や公共料金の減免、住宅の応急修理の業務。また、避難所の運営補助、仮設トイレの不足や生活ごみの蓄積で悪化する衛生環境の改善のための作業、孤立集落などに支援物資の提供などを行っています。

今回の災害では、過去の3.11等の大災害の経験を踏まえ、この支援が一定の効果を発揮しています。しかし、能登半島という地理的な問題で、道路の寸断、海岸の隆起による港の損傷など、想定外の事態の発生により、水道や電気、道路の復旧に時間を要することが予想されています。また、広域医療搬送や、避難所等での医療従業者配備などに時間が掛かったケースも見受けられます。

災害関連死をなくすためにも、被災者の生活再建をはじめ中長期的な支援を見据え、現地のニーズを迅速に把握し対応することが求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、対口支援方式をさらに強化し、水道電気や道路の復旧工事、医療支援の拡充、障がい者や高齢者の福祉避難所への人員配置、生活再建全般の支援体制などを支援内容に組み込み、予算措置をすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長

内閣総理大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策） 宛て

衆議院議長

参議院議長

自民党派閥裏金問題の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を求める意見書（案）

昨年 11 月の新聞「赤旗」日曜版の報道を受け、上脇博之神戸学院大学教授（政治資金オンブズマン代表）が 2018～21 年分の自民党の 5 派閥の政治資金収支報告書を分析し、計約 4,000 万円分のパーティー収入が過少記載だったと告発しました。

安倍派では、所属議員がパーティー券の販売ノルマを超えて集めた分の収入を派閥の政治資金収支報告書に記載せず、議員側にキックバックし、議員側も収支報告書に記載していませんでした。

また、ノルマ超過分のパーティー収入を安倍派に納入せずに「中抜き」していたケースも明らかになりました。参院選の年は、ノルマ超過分も含めてパーティー券代の全額を報告書に記載せずに還流していたことも報じられました。その後、自民党の派閥の政治資金パーティーをめぐる問題は、安倍派だけでなく、二階派、岸田派、麻生派、茂木派でも明らかになっています。こうした組織ぐるみの裏金づくりは、政治資金規正法上の不記載・虚偽という犯罪であり、政治資金規正法の目指す「国民の不断の監視と批判」を回避し、「政治活動の公明と公正」を侵害し、「民主政治の健全な発達」を妨げるものです。また、裏金は課税所得であり、所得税の脱税の疑いもきわめて濃厚といえます。

昨年末には、東京地検特捜部が強制捜査に入り、1月7日、池田佳隆衆議院議員と会計責任者の政策秘書が政治資金規正法違反（虚偽記載）の容疑で東京地検特捜部に逮捕され、1月19日、安倍派、岸田派、二階派の会計責任者らや大野泰正参議院議員と谷川弥一衆議院議員も在宅起訴や略式起訴となりました。

政治とカネの構造的問題に対し、国民の政治不信は極めて深刻になっています。裏金を還流させる仕組みができたのはなぜなのか、中心になっていたのは誰か、裏金の使途はどうなっているのかなど、まだ明らかになっていない疑問が山積しています。国民の政治への信頼を取り戻すため、国会においても関係者の証人喚問を含めて、徹底的に事件の全容の解明を行い、責任を明確にしなければなりません。違法行為がありながら立件が見送られた議員が多数いることも問題であり、政治倫理綱領及び自民党ガバナンスコードに基づき、金額や経緯、使途等について、国民に対する説明責任を果たすとともに、国税当局に対し適正に課税するよう求めます。

政治資金規正法には、政治活動を国民の監視の下に置くことで、公正さを確保する狙いがあります。今回の問題を検証し、再発防止に向け、抜け道を塞ぐ実効性ある抜本的な法改正が必要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、裏金問題の真相の徹底解明と実効性ある再発防止策の確立を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

宛て

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長

性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書（案）

近年、LGBTQ など性的マイノリティに対する認知が大きく進む一方、日常生活や、就職活動を含む職場や学校などの社会生活においては、性的指向・性自認を理由とする差別を受け、多くの当事者が本来の自分を隠して生きている現状があります。

性的マイノリティは、性的指向・性自認をカミングアウトした場合や、意図せずに知られた場合に差別や偏見・ハラスメントにさらされる困難に直面し自死のリスクが高いことも指摘されています。また、性のあり方（セクシュアリティ）が本人の同意なく第三者に暴露されるアウトティングも大きな問題となっています。いわゆる「LGBT 理解増進法」が昨年制定されましたが、差別を禁止する内容ではありません。性的指向・性自認による差別を禁止する法制度がないのは、G 7 で日本だけです。国会議員など公人による差別言動が後を絶たず、性的マイノリティの安全を脅かしています。性的指向・性自認を理由とする差別の解消は喫緊の課題です。

海外では、国や地方公共団体、企業等において役職を有する者が性的マイノリティであることを表明したとしても、差別的な取扱いを受けることなく、その者が持つ能力を十分に発揮することが歓迎される社会を既に形成している国も数多くあります。多様な性のあり方や、それぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現することは、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる、活力ある社会の形成に寄与するものです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、性的マイノリティが日常生活や社会生活において、また、同性パートナーと生活をともにする場合にも、差別的な取扱いを受けることがないように適切な措置を講ずるとともに、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指し、性的指向・性自認に関する差別の解消を実現するための法整備・環境整備を行うよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長

宛て

気候危機の回避に向けた温暖化対策の強化を求める意見書（案）

世界気象機関によると、2023年は世界の平均気温が産業革命前と比較し約1.45度上昇し、観測史上最も暑い年だったと報告されました。国連のアントニオ・グテーレス事務総長は2023年7月、「地球温暖化の時代は終わりました。地球沸騰化の時代が到来しました。」と発言しました。

気候変動対策を十分に講じないことは、今生きている人々の生命身体を危険にさらし、また将来世代が厳しい環境下で生きていくことを強いることとなります。いままさに、温室効果ガス削減目標の更なる引き上げと、排出削減策を最大限講じることが必要ですが、気候変動対策における各国のランキングを示す気候変動パフォーマンス指数2024（気候に対する各国の責任ある取り組みの成果を測る指標）では、世界をリードする国々のトップ10に日本は入っていないどころか、63か国中58番目と後塵を拝しています。

さらに、昨年発表されたIPCC報告書を受け、2023年G7広島サミットにおいて、「1.5度の長期目標達成の為に温室効果ガスを2035年までに2019年比60%削減させる必要性を確認し、次期NDC（国が決定する貢献）を1.5度の道筋に沿って大幅に強化された野心を反映した形で提出するように求める」内容を含む首脳宣言が採択されました。また、COP28においても2035年までに2019年比60%削減する必要性が再認識され、終了日が2035年であるNDCを2025年に提出することが推奨されています。

G7議長国日本として、率先して2035年目標60%を十分に上回って提出すべきであるはずが、国会質疑では2025年の提出に向け検討するとの答弁しかなく、そのプロセスすら示されていません。早急に2035年目標の検討の開始時期、またそのスケジュールについての考えを明らかにすべきです。また、気候正義の観点から将来世代の若者が意思決定に参加することが重要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、脱化石燃料社会の構築に向け、NDCを引き上げるとともに、大幅な省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限導入による気候危機の回避に向けた気候変動による温暖化対策の強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）が本年1月1日に施行されました。また、「認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議」において、認知症の本人及びその家族を始め、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、基本計画について「とりまとめ」が策定されました。

今こそ、認知症の方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときです。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会です。

よって、文京区議会は、政府に対し、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現することを目指し、以下の事項について強く求めます。

記

1 認知症基本法の施行を受け総合的な推進を

本年1月1日に施行した認知症基本法を受け、本年1月26日に設置された「認知症施策推進本部」を中心に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられ、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げること。

2 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。

3 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

4 認知症の方の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

若年性認知症の方、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の方の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

5 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

6 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等のあり方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

7 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

すべての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護 サービス・地域支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、更に認知症の方を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、「驚かせない。急がせない。自尊心を傷つけない。」など配慮すべき事柄等（認知症の方の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

宛て

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきました。一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっています。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っていますが、日本における食品ロス量は、その1.1倍以上となっているのが現状です。

また、食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。

よって、文京区議会は、政府に対し、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の事項について特段の取り組みを求めます。

記

1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2 食品ロス削減に繋がる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長に繋がる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取り組みを一層強化すること。

3 在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取り組みを一層強化すること。

4 コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。

5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

宛て

環境大臣

内閣府特命担当大臣(こども政策)

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)